

第 105 回（令和 5 年 12 月）

浜田地区広域行政組合議会  
臨時会会議録

浜田地区広域行政組合議会



## 第 105 回（令和 5 年 12 月）浜田地区広域行政組合議会臨時会会議録

- 1 日 時 令和 5 年 12 月 21 日（木）午前 9 時 59 分 開会  
2 場 所 浜田市役所 5 階 浜田市議会全員協議会室

### 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について  
第 2 会期の決定について  
第 3 議案第 11 号 浜田地区広域行政組合可燃ごみ処理施設条例の一部を改正する条例について  
第 4 議案第 12 号 工事請負契約の変更について  
第 5 議案第 13 号 令和 5 年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）  
第 6 議案第 14 号 令和 5 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 3 号）  
第 7 同意第 1 号 浜田地区広域行政組合監査委員の選任について  
第 8 同意第 2 号 浜田地区広域行政組合公平委員会委員の選任について  
第 9 同意第 3 号 浜田地区広域行政組合公平委員会委員の選任について  
第 10 同意第 4 号 浜田地区広域行政組合公平委員会委員の選任について  
第 11 同意第 5 号 浜田地区広域行政組合監査委員の選任について

### 本日の会議に付した事件

- 議案第 11 号 浜田地区広域行政組合可燃ごみ処理施設条例の一部を改正する条例について  
議案第 12 号 工事請負契約の変更について  
議案第 13 号 令和 5 年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）  
議案第 14 号 令和 5 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 3 号）  
同意第 1 号 浜田地区広域行政組合監査委員の選任について  
同意第 2 号 浜田地区広域行政組合公平委員会委員の選任について  
同意第 3 号 浜田地区広域行政組合公平委員会委員の選任について  
同意第 4 号 浜田地区広域行政組合公平委員会委員の選任について  
同意第 5 号 浜田地区広域行政組合監査委員の選任について

会 議

午前 9 時 59 分 開会

**議長（牛尾昭議長）** 本日はお忙しい中ご出席を賜りましてありがとうございます。これより、第 105 回浜田地区広域行政組合議会臨時会を開催いたします。ただいまの出席議員は、10 名で議会は成立しております。本日の議事日程は、お手元に配布してありますので朗読は省略いたします。

**6 番（多田伸治議員）** 議長。

**議長（牛尾昭議長）** はい。何でしょうか。

**6 番（多田伸治議員）** 先ほどの事務局の方からお詫びの話ありましたあのことについて、緊急の質疑ということで質疑の申し入れをしてるんですが、それをさせていただけませんか。

**議長（牛尾昭議長）** 緊急質問はですね。追加日程になりますので、今日は後半に予定しております。そういう議事日程になっておりますのでよろしく願いいたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則の規定により、議長において指名いたします。

2 番 岡本正友議員、6 番 多田伸治議員のお二人にお願いいたします。

日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期は、本日 1 日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（牛尾昭議長）** ご異議なしと認めます。よって会期は本日一日と決定いたしました。

それではここで、暫時休憩いたします。

（午前 10 時 01 分 休憩）

（午前 10 時 04 分 再開）

**議長（牛尾昭議長）** 会議を再開いたします。

日程第 3 認定第 11 号 浜田地区広域行政組合可燃ごみ処理施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。  
事務局長。

**事務局長（久保事務局長）** 議案第 11 号浜田地区広域行政組合可燃ごみ処理施設  
条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書の 1 ページをお開きください。また、提案条例説明資料並びに条例議案新  
旧対照表をお配りしておりますので、併せてご覧ください。

可燃ごみ直接搬入に係る処理手数料につきましては、令和元年 10 月の消費税率  
改定に伴う料金改定により、1 円単位の料金支払い及び釣り銭の受け渡しとなっ  
ていることが施設の渋滞発生の一因となっていることから、料金改定によりスム  
ーズな精算が行なえることを目的とするものです。

概要といたしましては、第 6 条第 1 項第 2 号中、事業系直接搬入可燃ごみ 10 キ  
ログラム当たり 101 円を 100 円に改めるものです。なお、附則としまして、条例の  
施行期日は令和 6 年 7 月 1 日。この条例の施行日前の直接搬入に係る処理手数料に  
ついては、なお従前の例によるとしております。

以上よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**議長（牛尾昭議長）** ただいまの提案について質疑はありませんか。  
多田議員。

**6 番（多田伸治議員）** これまでのこと、これからのこと聞いておきたいんです  
が、これなんで 1 円っていうような令和元年から、今日までっていうのが当たり前  
になったのか、このタイミングでようやく変える気になったっていうところを伺っ  
ておけますか。

**議長（牛尾昭議長）** 総務課長。

**総務課長（三浦総務課長）** 令和元年の消費税改正の時に 8 パーセントで 100 円  
を割り戻して 10 パーセントを加えたところで、端数を切り落としました 1 円を単  
価としたものであります。この度のタイミングでという話ですけれども、基幹改良  
工事をしておりまして、どうしても内部の混雑を避けたいという観点から、このタ  
イミングでの改正とさせていただきたいと思っております。

**議長（牛尾昭議長）** 多田議員。

**6 番（多田伸治議員）** もっと早くやこちらの都合だけの話だし、市民の利便性  
の話をとったりするんですが、そういう意味では何で半年以上先の来年の 7 月 1  
日からっていうようなのか。まあ、年明け早々というわけにいかないかもしれませ  
んけど、年度が変わるところで、もっと早くできると考えられると思うんですが、  
この辺はどういうふうなことでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） 議員仰ることが最もであると感じておりますが、実は基幹改良工事の中のメニューの一つに計量システムの交換、計量機器自体を更新するのですが、それを 6 月に予定をしております。

システム交換、改善をするのにですね、メーカーを呼んで改善するとなると前回も 60 万円ぐらい費用が掛かります。その 3 か月の期間に 60 万円を費やすというのも少し無駄だということで、7 月 1 日の改正とさせていただきます。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） そのシステムがあるっていうところになると手間がかかるのかもしれませんが、手元で端数を切り捨てってというような計算であれば、そんなに難しい話じゃないんじゃないかな。市民の利便性も優先してっていうようなことを考えることはできないんでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） システムの方で計量伝票というところで発行しております。そちらの方に切り捨てるということには、どうしてもシステムを変更が必要になるということで、ご了解いただきたいと思っております。

議長（牛尾昭議長） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） 質疑なしと認めます。これより本案を採決いたします。

日程第 3 議案第 11 号 浜田地区広域行政組合可燃ごみ処理施設条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 12 号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。  
提案者の説明を求めます。事務局長。

事務局長（久保事務局長） 議案第 12 号 工事請負契約の変更について、ご説明申し上げます。議案書の 3 ページをお開きください。

令和 5 年 3 月 23 日定例会において議決を得たエコクリーンセンター基幹的設備改良工事請負契約について変更したいため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

変更内容といたしましては、本工事の適用を受ける補助対象項目が拡大されたことを踏まえ、別途行う運転管理業務における改修事項との調整を図り、その他改修項目も含めて見直しを行い、一部を本工事において実施しようとしたものです。

議案書の 4 ページをご覧ください。契約金額は、49 億 8,080 万円から 3 億 5,929 万 6,300 円を増額し、53 億 4,009 万 6,300 円とするものです。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**議長（牛尾昭議長）** ただいまの提案について、質疑はありませんか。  
岡本議員。

**2 番（岡本正友議員）** はい、今朝資料をいただきました。これに基づいてですね、確認をさせてください。

交付規定の改定という話ではありますが、この中に新たに設備、その他火災防止に必要な設備補助対象が追加されたという、それから先ほど説明ありました運転管理業務の大規模の改修の項目についてというような、この部分について少し説明をお願いしたいと思います。

**議長（牛尾昭議長）** 総務課長。

**総務課長（三浦総務課長）** 補助対象に新たに取り入れられたというものはですね、ごみピットの火災を防止するための監視装置、そういったものが該当になるということで、これは補助対象になります。あと、長寿命化計画に基づいた全体工事予算の中で、基幹改良工事の見積もりを徴取して業者選定に至ったんですけども、その業者の中で、見積もりの中で、見積金額の中には入らないというところで、その残ったものが運転管理の方の大規模改修に回されたという経緯がありました。で、そこをこの度の基幹改良工事に移動させることによって、過疎債の起債対象になることがありますので、そういったことも感じたところから、同一期間中に予定されている大規模改修についても基幹改良工事に移行するというにいたしました。

**議長（牛尾昭議長）** 他に、はい。多田議員。

**6 番（多田伸治議員）** 今、いただいている資料の下の方を見ますと、基幹改良メニューに移すことで財政上有利となるという話なんですけど、これ、工事の方から管理の方に移したので、同じ額で載っていますよね。で、その下にある変更前と変更後の差額を見ても、増えてるというところでは、どの辺が財政有利なのかということをお示しいただけますか。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（三浦総務課長） 差額 3 億 5900 万あまりをですね、基幹改良工事に回すこととなりますと、運営管理の方は全て一般財源で賄うこととなりますが、基幹改良工事は今言いました補助対象のものにつきましては 2 分の 1 が補助金が交付されます。その他のものにつきましては、過疎債を充当することによりまして、充当率 100 パーセント、交付税措置によりまして 90 パーセントが返ってくるということとなりますので、実質、過疎債で、対応しますと 2 億 5600 万程度削減できるということになっております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） 質疑なしと認めます。これより本案を採決いたします。

日程第 4 議案第 12 号 工事請負契約の変更について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 13 号 令和 5 年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）及び日程第 6 議案第 14 号 令和 5 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を一括議題といたします。提案者の説明を求めます。

事務局長。

事務局長（久保事務局長） まず、議案第 13 号 令和 5 年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。

議案書の 7 ページをご覧ください。歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の総額からそれぞれ 8,438 万 1,000 円を減額し、補正後の予算総額を 11 億 6,521 万 5,000 円とするものです。8 ページ、9 ページには歳入歳出予算補正の款及び項目ごとの補正額を載せております。また、お手元に配布しております 12 月補正予算説明資料に、補正事項をまとめており、この資料によりご説明いたしますので、予算書と併せてご覧ください。

説明資料の 2 ページをご覧ください。編成概要及び主な補正事項であります。今回の補正予算は、人事異動やプロパー職員の退職、給与改定に伴う人件費の調整、個人情報保護に関する法律の改正に伴う調整、エコクリーンセンター管理運営費の調整を行うものです。



まず、歳出からご説明いたしますので、3 ページのイ 事業別の補正事項をご覧ください。

2 総務費は、69 万 1,000 円の減額であり、人事異動や職員の退職等による人件費などの調整と廃止した個人情報保護関係の事業費の減額、新設した情報公開・個人情報保護審議会費の増額です。

4 衛生費は 8,369 万円の減額です。人件費等の調整に加え、エコクリーンセンター管理運営費における運転管理業務委託料及び売電電力料の負担金の調整を行うものです。戻っていただき、2 ページの(3)のア歳入歳出予算総括表の歳入の欄をご覧ください。

1 の分担金及び負担金は、特定財源を除いた費用を関係市負担金として調整し、8,294 万 4,000 円の減額です。2 使用料及び負担金はエコクリーンセンターの直接搬入による可燃ごみの搬入量の減を見込み 571 万 2,000 円の減額です。3 国庫支出金はエコクリーンセンター基幹的設備改良工事の補助金額の確定による 5,000 円の減額です。8 諸収入では、発電収入は、運転管理業務委託の取扱いの見直しによる減額、スラグメタル売払い収入は売り払い単価の上昇による収入増を見込み補正するものです。

なお、市ごとの負担金の内訳につきましては、後ほどご説明いたします。

以上が、一般会計補正予算（第 2 号）の説明となります。

続きまして、議案書の 23 ページをお開き願います。議案第 14 号 令和 5 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 390 万 4,000 円を追加し、補正後の予算総額を 122 億 2,003 万 6,000 円とするものです。24 ページ、25 ページには歳入歳出予算補正の款及び項ごとの補正額を載せております。また、一般会計と同様に 12 月補正予算説明資料によりご説明いたしますので、予算書と併せてご覧ください。

説明資料の 5 ページをお開きください。編成概要及び主な補正事項ではありますが、今回の補正予算は、人事異動や給与改定による人件費などの調整と、基金積立金の調整及び償還金の計上を行うものです。

まず、歳出から説明いたしますので、資料 6 ページをご覧ください。

1 総務費は 379 万 2,000 円の増額、4 地域支援事業費は 14 万 3,000 円の増額がありますが、いずれも報酬改定等による調整であります。6 基金積立金は、保険料財源の調整により 125 万 5,000 円の減額です。8 諸支出金は、第 1 号被保険者保険料還付金等の増額により 122 万 4,000 円を増額するものです。

続きまして歳入についてご説明いたします。資料は 5 ページに戻ってご覧ください。(3)のア 歳入歳出予算総括表の歳入の表をご覧ください。

2 分担金及び負担金は、主に人件費等の歳出増に伴い両市の負担金を 380 万円増額するものです。4 国庫支出金及び 5 県支出金は、対象経費の増額に伴い交付金見込み額を調整し、それぞれ 5 万 5,000 円、2 万 7,000 円増額するものです。10 諸収入は、雇用保険料等の調整により 2 万 2,000 円を増額としております。

以上が、介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明となります。

続きまして資料 8 ページをご覧ください。ここには、一般会計及び介護保険特別会計の補正予算一覧表と普通負担金負担割合一覧表を載せております。次に資料 9 ページをご覧ください。ここには、8 ページの補正予算及び負担割合から算出した両会計の関係市負担金一覧表を載せております。一般会計、介護保険特別会計合計の負担金の補正額はページ一番下の合計欄、網掛けの部分となりますが、浜田市においては、5,619 万 3,000 円の減額、江津市においては、2,295 万 1,000 円の減額となっております。

以上、両会計の補正予算についてご説明申し上げましたが、議案書には事項別明細書などを添付しておりますので、ご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**議長（牛尾昭議長）**            ただいまの提案について、質疑はありませんか。  
大谷議員。

**1 番（大谷学議員）**            それでは、説明資料の 2 ページにあります歳入のところで、諸収入の発電収入とスラグメタル売り払い収入のところについて、もう少し詳しい状況をお聞かせください。

**議長（牛尾昭議長）**            総務課長。

**総務課長（三浦総務課長）**        はい。まず発電収入ですけれども昨年、当初予算を組む時にですね、購入電力も同じなんですけれども、購入単価とプラス燃料調整費というものが電力の単価にあります。そちらの燃料調整費の方が急騰しておりまして、約 3,400 万程度の、同程度の発電であれば、売伝であれば 3,400 万程度の収入があると見込んでおりましたが、政府の方の補助が入りまして燃料調整費の方がグッと下がりました。そちらの関係で、単価が下がったことと、工事が始まりましたので昨年と同様の発電ができなくなっている状況があります。そちらの関係で、約 1,000 万円程度の減額を見込んでおります。

続きまして、スラグメタルなんですけれども、メタルの予算を、1 トン当たり 3 万円です。組んでおりましたが、入札が上期で 7 万円、下期の入札額が 11 万 5,000 円と急騰しまして、その発生量から実績を見まして、1,400 万円程度の増額が見込めると見込んでおります。以上です。

**議長（牛尾昭議長）**            よろしいですか。多田議員。

**6 番（多田伸治議員）**            今日こうして臨時会を開催すると、お詫びがあった通り、このあと江津市議会では午後には本会議がある。こういう状況で臨時会が開かれるということなんです。事前にこれなんで今日じゃなければという話を聞きましたら、補正予算案の人事院勧告を受けての人員費の調整と、この部分に関わってのこ

となんだというふうにされておりました。これ、実際の動きとして、なぜ今日で実際開催しなければならなかったのかというところ、改めて具体的に説明いただけますか。

議長（牛尾昭議長）            ちょっと待ってください。多田議員、議案に対する質疑ですか。

6番（多田伸治議員）            そうですよ。

議長（牛尾昭議長）            一般質問の範疇ではありませんか。  
はい、総務課長。

総務課長（三浦総務課長）        はい。浜田地区広域行政組合は、浜田市の条例、規則を準用することになっております。で、浜田市の条例が成立して、初めて、こちらの予算も組まなければならないということで、このタイミングで浜田市の議会が終わってからでないとい組合議会ができないと、過去からもそういう経緯がありますので、そういった日程になっております。

議長（牛尾昭議長）            多田議員。

6番（多田伸治議員）            これ開催に当たってっていうことでいろいろ話をしたところでは、言われたのはこの人事、人件費の情勢の人事委員会の勧告に従ってやって増やすというような話なんです、そこのところ、実際の職員への振り込みのところは年内にやらなきゃいけない。それが今日議決をしておかないとできないんだというような説明があったんですが、そこら辺の話を少し今言われてることとちょっと違うようなんですが、そこら辺はどうなのかというところをさっきの質疑では聞いているんですが、いかがですか。

議長（牛尾昭議長）            総務課長。

総務課長（三浦総務課長）        はい。支払いの銀行への手続き、会計課の会計手続きの時間が必要ですので、今週中の開催になるというところで、明日は日程が詰まっておりますので本日というところでのぎりぎりの日程調整でした。

議長（牛尾昭議長）            多田議員。

6番（多田伸治議員）            実は、今日午後に、江津市議会の本会議でも追加の提案でこの人事院勧告によるというようなことが審議されるんですが、これ仮に可決された後の動きってというのはどうなるのかという話を江津市役所で確認しましたら、実際の振り込みは27日に行われるということでした。で、もう少し調べますとこれ

はすぐに分かる話ですが、基本的に銀行はどこも年内 29 日まで営業されていると、で、市役所の方に戻りますと、これ、給与、手当と通常のものとは違う振り込みをされるんで、その辺手数料なんかが発生するもんですかといったら、そういうものはないというふうに言われておる。いうところではどうしても今日じゃなきゃいけないかったというようなことでは、こういう提案をされるのが今日でなければいけないかったというようなことはないんじゃないか。今日でなければならなかったという、今日じゃなければというようなことでは、そうでなかった場合どんな不都合が生じたのか。そういうところを改めて伺っておけますか。

議長（牛尾昭議長） 局長。

事務局長（久保事務局長） ただいま、振り込みは 29 日までできるのではないかとということでございました。振り込み、私ども 28 日までが営業ということになっております。振り込みに万が一エラーが生じた場合、その対応がございます。即日に振り込みの調整ができない場合もありますので、29 日に振り込みということになってエラーが出た場合、対応ができません。そういったことも踏まえて、27 日までに振り込みを行い、万が一エラーがあった際にも、28 日の対応ができるようにと、そういうところを考えての日程です。

議長（牛尾昭議長） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） 質疑なしと認めます。これより本案を採決いたします。日程第 5 議案第 13 号 令和 5 年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算第 2 号について、原案とおりに決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 14 号 令和 5 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についての質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか、岡本議員。

2 番（岡本正友議員） はい、説明を受けてちょっと確認をしたくて質問いたします。補正予算説明資料のですね、5 ページ下段の所で 7 番、諸支出金についての 122 万 4,000 円、還付金の説明がありました。このことについて内容の説明をお願いします。

議長（牛尾昭議長） 局長。

事務局長（久保事務局長） 諸出金、122 万 4,000 円ございます。還付金として 120 万円と償還金部分で 2 万 4,000 円ございます。

この 120 万円部分についてですけれども、これは、保険料を納めていただいた方が当該年度に何らかの形でお返しする分には、現年の収入から返すんですが、次年度、年度をまたいで保険料を返す場合には、この還付金から返すことになります。事例としましては、亡くなられた、転出された、所得校正があったそういった場合は当該年度に支払いができなかったものが、翌年度にお返しするというのが、この支出となります。

例年の決算見込みに基づきまして予算を組んでいるんですけれども、今年度に関しては件数的に大きく還付件数が増えているわけではないんですけれども、1 件当たりの還付額が大変多くて昨年よりも倍近いぐらいの対象の方がおられます。それで予定をしていた 400 万円の部分でちょっと不足が見込まれましたので、今回増額補正をさせていただきたいというものであります。続いて 2 万 4,000 円部分につきましては、過去の補助金の再確定がございまして、そのこの部分の調整で 2 万 4,000 円の償還が発生したというものでございます。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） 質疑なしと認めます。これより本案を採決いたします。日程第 6 議案第 14 号 令和 5 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算第 3 号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 同意第 1 号 浜田地区広域行政組合監査委員の選任について、これを議題といたします。

提案者の説明を求めます。管理者。

管理者（久保田章市管理者） 同意第 1 号 浜田地区広域行政組合監査委員の選任について、ご提案を申し上げます。

浜田地区広域行政組合監査委員の野上俊文氏は、令和 6 年 3 月 25 日をもって任期満了となりますので、後任の監査委員の選任について、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

選任に当たりましては、職務内容と候補者の経歴等を十分に考慮いたしました結

果、引き続いて野上俊文氏を適任者と認め選任いたしたいと存じます。

参考欄には、任期及び根拠法を載せております。

なお、候補者の略歴を参考資料として配付しておりますのでご参照の上、よろしくご同意いただきますようお願い申し上げます。

**議長（牛尾昭議長）** ただいまの提案について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（牛尾昭議長）** 質疑なしと認めます。これより本案を採決いたします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（牛尾昭議長）** ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第 8 同意第 2 号 浜田地区広域行政組合公平委員会委員の選任についてから、日程第 10 同意第 4 号 浜田地区広域行政組合公平委員会委員の選任についてまでの 3 件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。管理者。

**管理者（久保田章市管理者）** 同意第 2 号、同意第 3 号、同意第 4 号の浜田地区広域行政組合公平委員会委員の選任について、ご説明を申し上げます。

浜田地区広域行政組合公平委員会委員の、小澤孝子氏、牛尾祐治氏、江木修二氏は、令和 6 年 3 月 25 日をもって任期満了となりますので、後任の公平委員会委員の選任について、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

選任に当たりましては、職務内容と候補者の経歴等を十分考慮いたしました結果、小澤孝子氏、牛尾祐治氏、久保田英治氏を適任者と認め、選任いたしたいと存じます。よろしくご同意いただきますようお願い申し上げます。

参考欄には、任期及び根拠法を載せております。

なお、候補者の略歴を参考資料として配付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

**議長（牛尾昭議長）** ただいまの提案について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（牛尾昭議長）** 質疑なしと認めます。日程第 8 同意第 2 号 浜田地区広域行政組合公平委員会委員の選任についてを採決いたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（牛尾昭議長）** ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決しました。日程第 9 同意第 3 号 浜田地区広域行政組合公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（牛尾昭議長）** ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決しました。日程第 10 同意第 4 号 浜田地区広域行政組合公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（牛尾昭議長）** ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決しました。

先ほど、管理者から同意第 5 号 浜田地区広域行政組合監査委員の選任についての追加提案の申し出がありました。お諮りいたします。

同意第 5 号 浜田地区広域行政組合監査委員の選任についてを直ちに日程に追加し、議案としたいと思えます。これにご意義ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（牛尾昭議長）** ご異議なしと認めます。同意第 5 号 浜田地区広域行政組合監査委員の選任についてを直ちに日程に追加し議案とすることに決しました。事務局に議案を配付させます。

地方自治法第 117 条の規定により、1 番 大谷学議員の除斥を求めます。

提案者の説明を求めます。管理者。

**管理者（久保田章市管理者）** 同意第 5 号 浜田地区広域行政組合監査委員の選任について、ご説明を申し上げます。

本件は、浜田地区広域行政組合監査委員 芦谷英夫氏が、令和 5 年 12 月 20 日をもって辞職されましたので、後任の選出議員のうちから選任する監査委員について、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

選任に当たりましては、大谷学氏を適任者と認め、選任いたしたいと存じます。よろしくご同意いただきますようお願い申し上げます。参考欄には、任期及び根拠法を載せております。

**議長（牛尾昭議長）** 同意第5号は、質疑、討論を省略して採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（牛尾昭議長）** ご異議なしと認めます。同意第5号は、質疑、討論を省略して採決することに決しました。

お諮りいたします。同意第5号 浜田地区広域行政組合監査委員の選任については、提案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。挙手全員です。本案は原案のとおり同意することに決しました。

1番 大谷学議員の除斥を解きます。大谷議員どうぞ。

そういたしますと、監査委員に選任されました大谷学議員からごあいさつをいただきます。

**1番（大谷学議員）** ただいま選任いただきました大谷学です。前任者の芦谷議員の職務を引継ぎ、いよいよ重要となるこの広域行政組合の業務について、しっかりと監査してまいりたいと思っております。よろしくお祈りいたします。

**議長（牛尾昭議長）** どうもありがとうございました。ただいま緊急質問の通告書が提出されました。この際、暫時休憩いたします。

（午前10時40分 休憩）

（午前10時44分 再開）

**議長（牛尾昭議長）** それでは、再開いたします。皆さん熟読されたと思っております。お諮りいたします。本件に同意することに賛成の方の挙手を求めます。挙手少数です。よって、緊急質問は否決されました。

これにて、本議会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

この際、管理者より発言の申し出がありましたので、許可いたします。

管理者。

**管理者（久保田章市管理者）** 第105回組合議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には大変お忙しい中をご参集賜り、更には提案いたしました諸議案につきまして、慎重にご審議賜りましたこと厚くお礼を申し上げます。



また、本日提案いたしました監査委員並びに公平委員会委員の選任につきましては、議員の皆様からの同意を賜りましたこと心からお礼を申し上げます。

監査委員に選任されました大谷学議員には、どうかご指導とご支援をよろしくお願い申し上げます。

さて、本組合では、エコクリーンセンターの基幹的設備改良工事や第 9 期介護保険事業計画の策定等の重要事業が進んでおります。今後とも浜田市及び江津市との連携を密にしながら、更に効率のある広域行政の推進、予算執行に努めてまいりますので議員の皆様におかれましては、引き続き、ご指導とご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

終わりに、これから寒さが厳しくなってまいります。皆様、健康に十分ご留意され、ますますご活躍されますよう祈念申し上げます、お礼のご挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

**議長（牛尾昭議長）** 以上で、本日の予定は終了いたしました。

これをもちまして、第 105 回浜田地区広域行政組合議会を閉会いたします。

どうもご苦勞様でした。

（午前 10 時 46 分 散会）

出席議員（10 名）

1 番	大 谷	学	議員	2 番	岡 本	正 友	議員
3 番	坂 手	洋 介	議員	4 番	植 田	好 雄	議員
5 番	柳 楽	真智子	議員	6 番	多 田	伸 治	議員
7 番	串 崎	利 行	議員	8 番	芦 谷	英 夫	議員
9 番	牛 尾	昭	議員	10 番	山 根	兼三郎	議員

説明のため出席したもの

管 理 者	久保田	章	市	副管理者	中 村	中
副管理者	砂 川		明	監査委員	野 上	俊 文
事務局長	久 保		智	総務課長	三 浦	幸 司
会計管理者	板 本		実			

職務のため出席したもの

総務係長 山 本 志 朗

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

浜田地区広域行政組合議会議長

浜田地区広域行政組合議会議員

浜田地区広域行政組合議会議員